

令和5年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政の健全性を判断するための健全化判断比率をお知らせします。

また、水道事業などの公営企業会計の経営の健全性を判断するための資金不足比率についても併せてお知らせします。

本町の令和5年度の健全化判断比率および資金不足比率は下記のとおりです。

■健全化判断比率

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
大 郷 町	—	—	8.3%	—
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%

※早期健全化基準：健全化判断比率区分のいずれかが早期健全化基準以上の場合、自主的な健全化を図るため財政健全化計画を定めなければなりません。

1. 実質赤字比率 該当なし

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体において標準的に収入が見込まれる経常的一般財源の規模で、大郷町は令和5年度 3,302,003千円）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

令和5年度一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じなかったため、実質赤字比率は該当しませんでした。

2. 連結実質赤字比率 該当なし

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

令和5年度一般会計等の実質赤字および公営企業会計の資金不足はいずれも生じなかったため、連結実質赤字比率は該当しませんでした。

3. 実質公債費比率 8.3%

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率（過去3ヵ年の平均）であり、18.0%を超えると起債の許可が必要となり、25.0%を超えると一部の起債発行が制限されます。

4. 将来負担比率 該当なし

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

令和5年度は充当可能基金の増等により、将来負担比率は該当しませんでした。

■資金不足比率

会 計 名	事業の規模 A	資金不足額 B	資金不足比率 B/A
水 道 事 業 会 計	204,397千円	—	—
下 水 道 事 業 特 別 会 計	48,111千円	—	—
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	5,505千円	—	—
戸 別 合 併 処 理 浄 化 槽 特 別 会 計	20,311千円	—	—
宅 地 分 譲 事 業 特 別 会 計	142,200千円	—	—

※各公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和5年度において、資金不足が生じた公営企業会計がないため、資金不足比率は該当しませんでした。

問 財政課 ☎359-5501